



## 静岡県経済産業部

# 企業の皆様、働く皆様へ 新型コロナウイルス感染症に係る緊急支援策

資金繰り支援

雇用の維持

アフターコロナを見据えた成長戦略

### 更新情報（以下の事業を追加しました。）

- 定住外国人職業能力開発推進事業
- テレワーク等導入促進事業
- 中小企業等危機克服チャレンジ支援事業
- 中小企業連携組織対策事業
- ICT関連産業立地事業
- UIJターン地方就職支援事業
- BCP緊急普及促進事業
- 緊急時医療用ガウン等生産体制構築事業
- 「バイ・山の洲」県産品販売促進事業
- 次世代施設園芸デジタル支援事業

※10月21日

ICT関連産業立地事業の対象経費等を一部修正しました。

令和2年10月21日時点

○本資料は静岡県経済産業部のホームページにも掲載しております。



# 企業の皆様、働く皆様へ

# 新型コロナウイルス感染症に係る緊急支援策

|                              |                                     |   |    |
|------------------------------|-------------------------------------|---|----|
| 資金繰り<br>支援                   | 融資を受けたい。<br>資金繰りについて相談したい。          | 県制度融資「国連携新型コロナウイルス感染症対策貸付」                                  | 1  |
|                              |                                     | 県制度融資「経済変動対策貸付」<br>(新型コロナウイルス感染症対応枠)                        | 2  |
|                              |                                     | 参考<br>(日本政策金融公庫) 新型<br>新型コロナウイルス感染症特別貸付                     | 3  |
|                              |                                     | 農林水産業災害対策資金<br>利子補給金  | 4  |
| 雇用の<br>維持                    | 雇用調整助成金について<br>相談したい。               | 参考<br>雇用調整助成金   | 5  |
|                              | 休業支援金関係について、相談<br>したい。              | 参考<br>新型コロナウイルス感染症対応<br>休業支援金・給付金                           | 6  |
|                              | 再就職のための職業訓練を<br>受けたい。               | 離職者等再就職支援事業   | 7  |
|                              | 就職相談、キャリアカウンセリング等の<br>各種アドバイスを受けたい。 | しずおかジョブステーション<br>運営事業                                       | 8  |
|                              | 離職した外国人技能実習生の<br>再就職について相談したい。      | 外国人技能実習生等再就職<br>支援事業  | 9  |
|                              | 日本語の能力やスキルを向上して、<br>就職したい。          | 定住外国人職業能力開発<br>推進事業   | 10 |
| アフター<br>コロナを<br>見据えた<br>成長戦略 | 山梨、長野、新潟と連携した「山の<br>洲」の取組に参加したい。    | 「バイ・山 <small>やま</small> の洲 <small>くに</small> 」県産品販売<br>促進事業 | 11 |
|                              | 山梨県と連携した県産品等の販売<br>に取り組みたい。         | ふじのくに（静岡・山梨）県産品<br>販売促進連携事業                                 | 12 |
|                              | I C T 関連産業で、静岡に事業<br>拠点を移したい。       | I C T 関連産業立地事業  | 13 |

# 企業の皆様、働く皆様へ 新型コロナウイルス感染症に係る緊急支援策

|                              |                                      |   |    |
|------------------------------|--------------------------------------|---|----|
| アフター<br>コロナを<br>見据えた<br>成長戦略 | テレワークの導入の課題整理・解決方法を知りたい。             | テレワーク等導入促進事業                                | 14 |
|                              | 新サービスの展開や業態転換に取り組みたい。                | 中小企業等危機克服チャレンジ支援事業                          | 15 |
|                              | 移住に向けて、県内企業に就職したい。                   | U I J ターン地方就職支援事業                           | 16 |
|                              | 新たな生活様式に対応するITスキル等の獲得に向けた在職者訓練を受けたい。 | 生産性向上職業訓練事業                                 | 17 |
|                              | 経営やデジタル化について専門家に相談したい。               | 中小企業支援センター事業<br>小規模事業経営支援事業<br>中小企業連携組織対策事業 | 18 |
|                              | 自動化・省力化技術を活用した農業生産に取り組みたい。           | 次世代施設園芸デジタル化支援事業                            | 19 |
|                              | 医療用ガウン等の原材料となる不織布の生産実証に取り組みたい。       | 緊急時医療用ガウン等生産体制構築事業                          | 20 |
|                              | 感染症対策を盛り込んだ、BCPを策定したい。               | BCP緊急普及促進事業                                 | 21 |
|                              | 通販サイト（EC）を活用して、販路拡大に取り組みたい。          | 県産品消費回復緊急対策事業                               | 22 |
| 県内ブランド和牛肉や県産水産物等の需要先を確保したい。  | 和牛肉等販売促進緊急対策事業<br>水産物販売促進緊急対策事業      | 23  |    |

○持続化給付金等の国の支援については、経済産業省ホームページをご覧ください。

○雇用調整助成金等の詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

○日本政策金融公庫が行う金融支援の詳細については、日本政策金融公庫のホームページ ([https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid\\_19\\_m.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html)) をご覧ください。



資金繰り支援

## 県制度融資

# 「国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付」

新型コロナウイルス感染症の影響により**売上が減少している中小企業**向けに、**県制度融資で国と連携した融資を実施**します。

**実質無利子**（当初3年間）・**無担保**・**据置5年**（最大）・**保証料減免**

| 項目           | 内容   |
|--------------|--|
| 資金使途         | 設備資金・運転資金・借換資金   |
| 融資要件         | 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した事業者（申請時の前月売上高）<br>①個人事業者 ※1 △ 5% 保証料0 + 利子0<br>②小・中規模事業者（上記を除く） △ 5% 保証料1 / 2 ※2<br>③同上 △ 1.5% 保証料0 + 利子0 |
| 融資限度額        | 4,000万円  |
| 融資期間         | 10年以内（据置期間：5年以内）   |
| 融資利率         | ①、③に該当する場合 3年目まで 0.00%<br>4年目以降 1.90%<br>②に該当する場合 全期間 1.90%  |
| 保証制度<br>保証料率 | セーフティネット4号・5号・危機関連保証を利用<br>①、③に該当する場合 0.00%<br>②に該当する場合 0.425%<br>（経営者保証免除対応の場合0.525%）   |
| 担保・保証人       | 無担保（既根抵当権を除く）<br>原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません。また、経営者保証免除対応を適用する場合には法人代表者の連帯保証を徴求しません。   |
| 取扱期間         | 令和2年5月1日～令和2年12月31日  |

※1 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）を主たる事業とする事業者は5人）以下のもの

※2 保証料率0.85%の1/2で0.425%となる。（経営者保証免除対応の場合は、0.525%）

お問い合わせ先

県内金融機関  
商工金融課（054-221-2525）

# 県制度融資「経済変動対策貸付 (新型コロナウイルス感染症対応枠)」

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している  
中小企業向けに、県制度融資による融資を実施します。

| 項目           | 内容   |
|--------------|--|
| 資金使途         | 設備資金・運転資金  |
| 融資要件         | ○売上高減少要件<br>新型コロナウイルス感染症により、 <u>直近1か月間の売上高が前年同月比10%以上減少し、かつ今後2か月間を含めた3か月間の売上高が前年同期比10%以上減少</u> することが見込まれる中小企業者 |
| 融資限度額        | 8,000万円  |
| 融資期間         | 10年以内（据置期間：設備3年以内、運転2年以内）  |
| 融資利率         | 1.40%（普通保証、セーフティネット5号保証）<br>1.30%（セーフティネット4号保証、危機関連保証）<br>※市町の利子補給により融資利率が下がる場合があります                           |
| 保証制度<br>保証料率 | (普通) 0.28%～1.20%<br>(セーフティネット5号) 0.58%<br>(セーフティネット4号) 0.60%<br>(危機関連) 0.80%                                   |
| 取扱期間         | 令和2年4月28日～令和2年12月31日   |

※県の保証料補助はありません。

(日本政策金融公庫)

新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している中小企業向けに、日本政策金融公庫においても、融資を実施しています。

| 項目   | 内容   |   |  |        |       |    |      |           |    |           |
|--|--|---|--|--------|-------|----|------|-----------|----|-----------|
| 資金用途   | 設備資金・運転資金  |   |  |        |       |    |      |           |    |           |
| 融資要件   | 申請時の前月売上高 △ 5%以上   |   |  |        |       |    |      |           |    |           |
| 融資限度額  | 国民生活事業   | 中小企業事業  |  |        |       |    |      |           |    |           |
|  | 8,000万円<br>(無利子上限4,000万円)  | 6億円<br>(無利子上限2億円)   |  |        |       |    |      |           |    |           |
| 融資期間   | 運転15年以内(据置期間:5年以内)<br>設備20年以内(据置期間:5年以内)   |   |  |        |       |    |      |           |    |           |
| 融資利率   | 基準金利<br>ただし、3千万円を限度として、<br>融資後3年目までは基準金利<br>-0.9%、4年目以降は基準金利   | 基準金利<br>ただし、1億円を限度として、<br>融資後3年目までは基準金利<br>-0.9%、4年目以降は基準金利 |  |        |       |    |      |           |    |           |
|  | 事業者は金融機関に利子を支払った後、政府の指定する実施機関から利子補給の受け取りが可能(3年間実質無利子)<br>【利子補給の要件】 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>小規模事業者</th> <th>中小企業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>要件なし</td> <td>売上高▲20%以上</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>売上高▲15%以上</td> <td>売上高▲20%以上</td> </tr> </tbody> </table> |   |  | 小規模事業者 | 中小企業者 | 個人 | 要件なし | 売上高▲20%以上 | 法人 | 売上高▲15%以上 |
|  | 小規模事業者   | 中小企業者   |  |        |       |    |      |           |    |           |
| 個人   | 要件なし   | 売上高▲20%以上   |  |        |       |    |      |           |    |           |
| 法人   | 売上高▲15%以上  | 売上高▲20%以上   |  |        |       |    |      |           |    |           |
| (※)小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員*が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいう。中小企業者とは、この他の中小企業をいう。<br>*労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」<br>(※)売上高要件の比較は、本貸付で確認する最近1カ月に加え、その後2ヶ月も含めた3カ月間のうちのいずれかの1カ月で比較。 |  |   |  |        |       |    |      |           |    |           |

※内容が変更となる場合がありますので、最新の情報は日本政策金融公庫ホームページで御確認ください。

日本政策金融公庫ホームページ ([https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid\\_19\\_m.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html))

お問い合わせ先

日本政策金融公庫

|      |      |                |
|------|------|----------------|
| 静岡支店 | 国民生活 | (054-254-4411) |
|      | 中小企業 | (054-254-3631) |
| 浜松支店 | 国民生活 | (053-454-2341) |
|      | 中小企業 | (053-453-1611) |
| 沼津支店 | 国民生活 | (055-931-5281) |

## 資金繰り支援

# 農林水産業災害対策資金利子補給金

**融資制度の対象災害に「新型コロナウイルス感染症」を追加し、新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営に影響が出ている農林水産業者を支援します。**

(拡充分)

|                       |   |
|-----------------------|---|
| ご利用いただける方             | 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経営に影響が発生している農林水産業者で、その影響を融資機関において確認できた方  |
| 融資限度額                 | 運転資金 個人1,000万円<br>法人2,000万円<br>生活資金 個人 300万円  |
| 融資利率<br>(令和2年10月1日現在) | 融資利率(申請者負担) 0.30%   |
| 償還期間                  | 5年以内(うち据置期間1年以内)  |
| 保証制度<br>保証料率          | ○静岡県農業信用基金協会(申請者負担)<br>運転資金及び生活資金 0.311%<br>○全国漁業信用基金協会静岡支所(申請者負担)<br>運転資金: 0.850%又は1.050%(ただし、国の助成により実質0%となる可能性あり)<br>生活資金: 1.000% |
| 融資枠                   | 令和2年度融資枠 1億円  |
| 申込期間                  | 令和2年5月1日～令和3年3月31日  |

※林業者・木材製造業者については、取扱金融機関は静岡県信用農業協同組合連合会のみとなります。(営業統括グループ 電話054-284-9699)

お問い合わせ先

静岡県信用農業協同組合連合会 (054-284-9528)  
県内の農業協同組合  
静岡県信用漁業協同組合連合会 (054-631-5735)  
静岡県農業ビジネス課 (054-221-2629)  
静岡県林業振興課 (054-221-2667)  
静岡県水産振興課 (054-221-2694)

## 雇用調整助成金

新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置として、**4月1日から12月31日までを緊急対応期間と位置付け、感染拡大防止のため、この期間中は全国において次のとおり、さらなる特例措置を実施**します。

|  |   |
|--|---|
| 特例以外の場合の雇用調整助成金  | 緊急対応期間（4月1日から12月31日まで）<br>感染拡大防止のため、この期間中は全国で以下の特例措置を実施   |
| 経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主                             | 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）   |
| 生産指標要件<br>（3か月10%以上低下）                                   | 生産指標要件を緩和（1か月5%以上減少）  |
| 被保険者が対象  | 雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める（緊急雇用安定助成金）   |
| 助成率<br>2/3（中小）、1/2（大企業）                                  | 助成率 4/5（中小）、2/3（大企業）<br>（解雇等を行わず、雇用を維持している場合<br>10/10（中小）、3/4（大企業））                               |
| 日額上限額 8,330円   | 日額上限額 15,000円   |
| 計画届は事前提出   | 計画届は提出不要  |
| 1年のクーリング期間が必要  | クーリング期間を撤廃  |
| 6か月以上の被保険者期間が必要  | 被保険者期間要件を撤廃   |
| 支給限度日数 1年100日、3年150日                                     | 同左+上記対象期間   |
| 短時間一斉休業のみ  | 短時間休業の要件を緩和   |
| 休業規模要件<br>1/20（中小）、1/15（大企業）                             | 併せて、休業規模要件を緩和<br>1/40（中小）、1/30（大企業）   |
| 残業相殺   | 残業相殺を停止   |
| 教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練<br>助成率 2/3（中小）1/2（大企業）<br>加算額1,200円 | 助成率 4/5（中小）、2/3（大企業）<br>（解雇等を行わず、雇用を維持している場合<br>10/10（中小）、3/4（大企業））<br>加算額 2,400円（中小）、1,800円（大企業） |
| 出向期間要件 3か月以上1年以内   | 緊急対応期間に開始した出向については<br>出向期間要件 1か月以上1年以内  |

※助成金の内容は変更となる場合がありますので、最新の情報は厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp>）でご確認ください。

お問い合わせ先

静岡労働局

雇用調整助成金センター（054-653-6116）

5

# 新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により、事業主の指示で休業した中小企業の労働者のうち、**休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかつた方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給**します。

| 項目          | 内容   |
|-------------|--|
| 対象者         | 令和2年4月1日から12月31日までの間に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払なし）した中小企業の労働者   |
| 支援金額の算定方法   | 1日当たり支給額（※1） × 休業実績（※2）<br>※1 休業前の1日当たり平均賃金×80%（上限11,000円）<br>※2 各月の日数－就労した又は労働者の事情で休んだ日数  |
| 申請方法        | 郵送又はオンライン<br>（労働者本人からの申請のほか、事業主を通じて(まとめて)申請することも可能）  |
| 必要書類        | ①申請書、②支給要件確認書（※）、③本人確認書類、④口座確認書類<br>⑤休業開始前賃金及び休業期間中の給与を証明できるもの<br>※ 事業主の指示による休業であること等の事実を確認するもの。<br>事業主及び労働者のそれぞれが記入の上、署名。<br>※ 事業主の協力が得られない場合は、事業主記入欄が空欄でも受付<br>（この場合、法律に基づき労働局から事業主に報告を求める）。 |
| 申請書の入手及び提出先 | 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金ホームページ<br>（ <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html</a> ）にて御確認ください。                                    |

※支援金・給付金の内容に変更となる場合がありますので、最新の情報は厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金情報関係ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>）でご確認ください。

お問い合わせ先

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金  
コールセンター（0120-221-276）  
月～金 8:30～20:00  
土日祝 8:30～17:15

6

## 雇用の維持

# 離職者等再就職支援事業

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で失業した方をはじめ、**離職した方の再就職を支援するため、離転職者向けの職業訓練を拡充して実施**します。

| 区分           | 内容  |
|--------------|---|
| 事業内容         | 再就職を目指す際に必要な知識、技能・技術の習得を目的とした職業訓練を実施しています。  |
| 応募資格         | ○ハローワークへ求職申込みをしている離職者の方、<br>かつハローワークの所長が訓練の受講を認めた方<br>(就職意欲や受講意欲が低い方は対象になりません。)   |
| 申込先          | 住所を管轄するハローワークへお申込みください。   |
| 実施場所         | 県立技術専門校が委託する民間教育訓練機関  |
| 訓練期間         | 2～6ヶ月(訓練コースによって異なります。)  |
| 訓練内容         | ○介護分野、IT・パソコンスキル <b>(拡充)</b><br>○会計・簿記、医療・調剤事務 ほか<br>詳細は、以下のHPをご覧ください。 <br><div data-bbox="1066 1417 1300 1503" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">職業能力開発課<br/>離転職者訓練</div><br><a href="http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-230/kunren/corse_ritensyoku.html">http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-230/kunren/corse_ritensyoku.html</a> |
| 募集期間         | <b>募集期間は訓練コースにより異なります。</b><br>上記のHPをご確認いただくか、各技術専門校にお問い合わせください。   |
| 技術専門校<br>連絡先 | <東部> 沼津技術専門校 TEL055(925)1071<br><中部> 清水技術専門校 TEL054(345)3098<br><西部> 浜松技術専門校 TEL053(462)5604  |

**お問い合わせ先 職業能力開発課 (054-221-2821)**

## 雇用の維持

# しずおかジョブステーション運営事業

「しずおかジョブステーション」では、学生・若者から中高年齢者、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた方など**求職活動を行うすべての方に対し一貫した就職支援を実施**しています。

| 区分               | 内容  |
|------------------|---|
| 就職相談・キャリアカウンセリング | ○学生、若者、中高年齢者から育児中の方まで、世代やレベルに応じた就職相談、キャリアカウンセリング、各種アドバイスを就職サポーターが行います。<br>○臨床心理士が心の相談に対応します。  |
| 就職氷河期世代の支援       | ○就職氷河期世代を専門に支援する就職サポーターによる支援を行います。  |
| 外国人相談            | ○日本語が話せない方でも、仕事の相談や面接の練習ができるよう、外国語の通訳を配置しています。  |
| セミナー             | ○年代やレベルなどに応じ、スキルアップなど様々なセミナーを行います。  |
| ハローワークコーナーで職業紹介  | ○ハローワーク相談員が職業紹介を行います。<br>○求人検索機も設置しています。  |
| 場所               | ○しずおかジョブステーション東部（055-951-8229）<br>場所：沼津市大手町1-1-13 沼津産業ビル2階<br>○しずおかジョブステーション中部（054-284-0027）<br>場所：静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3階<br>○しずおかジョブステーション西部（053-454-2523）<br>場所：浜松市中区中央1-12-1 県浜松総合庁舎1階 |

**お問い合わせ先 労働雇用政策課（054-221-2825）**

## 雇用の維持

# 外国人技能実習生等再就職支援事業

- 新型コロナウイルス感染症の影響で**実習の継続が困難となった外国人技能実習生の再就職を支援**します。
- 技能実習生の再就職を円滑に進めるため、**技能実習生本人や再就職先企業と相談し、オーダーメイド型の研修を実施**します。

| 区分         | 内容   |
|------------|--|
| 再就職支援      | <ul style="list-style-type: none"><li>○ <b>支援員が離職した技能実習生を支援</b><br/>技能実習生の希望に沿った再就職先の開拓<br/>技能実習生の雇用に関心を持つ企業の開拓</li><li>○ <b>支援員が技能実習生の再就職先企業を支援</b><br/>在留資格の変更手続きに関する支援<br/>技能実習生の受入体制整備に関する相談対応</li></ul>   |
| オーダーメイド型研修 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ <b>支援員がオーダーメイド型研修を企画・実施</b><br/>技能実習生が円滑に就職できるよう、実習生本人や再就職先企業の要望に応じて、業務上必要となる基礎知識等の研修を企画・実施します。</li></ul>  |
| 相談窓口       | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 静岡県中小企業団体中央会 静岡事務所<br/>場所：静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館5F<br/>受付専用TEL：050-3177-2303(平日9:00～20:00)</li><li>○ 静岡県中小企業団体中央会 西部事務所<br/>場所：浜松市中区一丁目17-19<br/>受付専用TEL：050-3177-2862(平日9:00～20:00)</li><li>○ メールアドレス <a href="mailto:foreign@siz-sba.or.jp">foreign@siz-sba.or.jp</a>(静岡・西部共通)</li></ul> |

## 雇用の維持

# 定住外国人職業能力開発推進事業

**新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により悪化している外国人の雇用を維持するため、業務に必要となる日本語能力やスキルの向上を支援する職業訓練を実施**します。

| 区分        | 内容  |
|-----------|---|
| ご利用いただける方 | 民間企業で働いている外国人の方で、県内在住または在勤の方（※ <b>在職中の方が対象</b> です。）   |
| 事業内容      | ○日本語能力とスキルの向上を図る訓練<br>○物流、介護分野など 1コース⇒5コース（ <b>拡充</b> ）などを予定しています。（詳細が決まり次第、県ホームページ等でお知らせします） |
| 募集期間      | 令和2年12月中に募集開始の予定  |

**就職を目指す定住外国人の方のための職業訓練**も実施しています。

|           |  |
|-----------|--|
| 事業名       | 離職者等再就職支援事業  |
| ご利用いただける方 | ハローワークへ求職申込みをしている <b>定住外国人</b> の方、かつハローワークの所長が訓練の受講を認めた方                                     |
| 事業内容      | 就職に必要な知識、技能・技術の習得を目的とし、 <b>日本語能力に配慮した職業訓練</b> を実施しています。                                      |
| 訓練内容等     | ○介護分野、パソコンスキル など<br>※ <b>募集期間は訓練コースにより異なります。</b><br>詳しくは各技術専門校にお問合せください。                     |
| 技術専門校連絡先  | <東部> 沼津技術専門校 TEL055(925)1071<br><中部> 清水技術専門校 TEL054(345)3098<br><西部> 浜松技術専門校 TEL053(462)5604 |

**お問い合わせ先 職業能力開発課 (054-221-2821)**

## アフターコロナを見据えた成長戦略

# 「バイ・<sup>やま</sup>山の<sup>くに</sup>洲」県産品販売促進事業費

県民に県産品の購入や施設利用を呼び掛ける「バイ・シズオカ」の取組を、山梨県、長野県及び新潟県と連携した「バイ・<sup>やま</sup>山の<sup>くに</sup>洲」の取組に深化させ、域内経済の活性化を図ります。

| 区分   | 内容  |
|--|---|
| 商流、物流<br>システム構築                            | <p>&lt;デジタル商談会&gt;</p> <p>4県のスーパーのバイヤーと、県内の生産者や物流事業者とをマッチングさせるデジタル商談会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○開催時期：令和3年2月</li><li>○対象者<br/>4県のスーパーのバイヤー<br/>県内の生産者、食品加工事業者、物流業者</li></ul>   |
| <sup>やま</sup> 山の <sup>くに</sup> 洲向け<br>商品開発 | <p>&lt;県産品セット商品の開発&gt;</p> <p>女性の視点を取り入れたセット商品を開発し、地場の魅力的な農林水産物等を取扱う御当地サイトで販売</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○開発手法<br/>専門家等による商品開発委員会を開催</li><li>○開催内容<br/>本県農林水産物、加工品のセット商品</li></ul> |

# ふじのくに（静岡・山梨）県産品販売促進 連携事業

県民に県産品の購入や県内施設の利用を呼び掛ける「バイ・シズオカ」の取組を積極的に展開し、県内経済の着実な回復を図ります。この取組を更に促進するため、富士山を共有する**山梨県との連携により、県民が相互に地場産品の購入や施設を利用する「バイ・ふじのくに」の取組を推進**します。

| 区分          | 内容  |
|-------------|---|
| 県産品<br>販売促進 | <b>山梨県と連携した県産農林水産物の消費・販路の拡大</b><br><br>○ <b>県産品の詰め合わせ宅配</b><br>山梨県と連携し、本県の農芸品と山梨県産品の詰め合わせセットを販売することで、両県の旬の農林水産物を消費者が購入できる仕組みを構築<br><br>○ <b>山梨県と連携した県産品の販路拡大</b><br>静岡、山梨両県に出店しているスーパーに静岡県産品コーナーを設置し、県産品の販売を促進<br><br>○ <b>両県産品の販売機会の創出</b><br>物産展の開催やイベントへ等を通じた県産品の購入機会の創出 |
| 募集<br>情報等   | 随時、県マーケティング課HPに掲載します。   |

# アフターコロナを見据えた成長戦略 ICT関連産業立地事業

**新たに県内にICT関連事業所を開設する企業を支援します。**

| 区分                 | 内容  |                     |                             |                |
|--------------------|---|---------------------|-----------------------------|----------------|
| ご利用いただける方          | ICT活用サービス業等を行う企業  |                     |                             |                |
| 補助の条件              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○県内に新たに事業所を設置すること</li> <li>○高度な知識及び技術を有するICT技術者を配置すること<br/>(高度情報処理技術者試験合格者その他高度な技術を有する者)</li> <li>○県内で継続的に3年以上事業を行う計画を有すること</li> </ul> |                     |                             |                |
| 対象経費等              | 補助率・上限額   |                     | 補足                          |                |
|                    | 区分  | 通常                  |                             | 特例※            |
|                    | 賃借料   | 1 / 2<br>(300万円/年度) | 2 / 3<br>(400万円/年度)         |                |
|                    | 通信料   | 1 / 2<br>(60万円/年度)  | 同左                          | インターネット<br>利用料 |
|                    | 人件費   | (200万円/年度)          | 同左                          | 高度ICT<br>技術者   |
| 改修費<br>(1回限り)      | 1 / 2<br>(150万円)  | 2 / 3<br>(200万円)    | 賃借物件に係る<br>100万円以上の<br>改修工事 |                |
| ※ICT交流拠点を整備する場合に適用 |   |                     |                             |                |
| 補助期間               | 3年間   |                     |                             |                |
| お申込み先              | 産業イノベーション推進課  |                     |                             |                |

**お問い合わせ先** 産業イノベーション推進課 (054-221-2609)

# アフターコロナを見据えた成長戦略 テレワーク等導入促進事業

県内中小企業のテレワークの導入・定着を促進するため、導入に課題を抱える企業を中心とした研究会を設置し、課題整理や解決方法を研究する。

| 区分    | 内容   |
|-------|--|
| 導入研究会 | <p>テレワーク導入検討中の企業やサポート企業（通信会社等）が参画する研究会を設置し、課題整理や解決方法を研究します。</p> <p>○研究内容<br/>共通する課題の洗い出し<br/>成功例・失敗例の検証 ほか</p> <p>&lt;支援内容&gt;<br/>研究会の設置<br/>研究運営に関するコーディネーター配置</p> |
| その他   | <p>研究会への参加については、詳細が決まり次第、県HP等で御案内いたします。</p>  |

## アフターコロナを見据えた成長戦略

# 中小企業等危機克服チャレンジ支援事業

新型コロナウイルス感染症を契機として、**新サービスの展開や新たな業態への転換に挑戦する中小・小規模企業を支援**するため、補助金の2次募集を開始します。

| 区分        | 内容   |
|-----------|--|
| ご利用いただける方 | 令和2年2月以降の任意の1か月間の売上高が、前年同月比10%以上減少した中小・小規模企業<br>(※1次募集で採択された事業者の方は対象外です)   |
| 対象となる事業   | 「非接触」「遠隔」を実現する新たなビジネスモデルへの挑戦や、テレワーク導入を含むデジタル化などの取組<br>(事業例)<br>○AIやIoT等を活用した新サービスへの挑戦<br>○VRを活用した販売展開<br>○店舗販売からEC販売へのシフト<br>○オンラインビジネスへの転換に伴うテレワークの推進<br>など |
| 補助率       | 2/3  |
| 補助上限      | 200万円(下限50万円)  |
| 募集期間      | 令和2年10月12日(月)～10月27日(火)  |

**お問い合わせ先** 商工振興課 (054-221-2511、2512)

## アフターコロナを見据えた成長戦略

# U I J ターン地方就職支援事業

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、**地方移住を促進**するため、オンライン静岡まるごと移住フェアと連携し、**移住希望者と県内企業とのマッチングの機会を提供**する。

|           |  |
|-----------|--|
| ご利用いただける方 | 企業等：静岡県内が勤務先となる求人がある企業等<br>求職者：本県へのU I J ターンをお考えの方   |
| 概要        | 社会人向け企業説明会（オンライン）<br>○県内企業と首都圏等在住者がオンラインで面談<br>・第1回：令和2年11月29日（日） [企業40社]<br>・第2回：令和3年3月開催予定 [企業40社]                               |
| 費用負担等     | 無料   |
| お申込み先     | 詳細が決まり次第、ホームページ「しずおか就職net」<br>（ <a href="https://www.koyou.pref.shizuoka.jp/">https://www.koyou.pref.shizuoka.jp/</a> ）で 御案内いたします。 |

# アフターコロナを見据えた成長戦略 生産性向上職業訓練事業

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、「非接触・遠隔」をキーワードにした事業活動の加速が見込まれるため、**今後のデジタル化、「非接触・遠隔型」の社会・経済構造の変化に対応できる人材を育成するための在職者訓練を新たに実施します。**

| 区分           | 内容   |
|--------------|--|
| 事業内容         | 技術革新に対応できる人材を育成し、中小企業等の労働生産性向上を支援します。  |
| ご利用いただける方    | 原則、民間企業や自営で働いている方（契約社員等を含む）で、県内在住または在勤の方   |
| 訓練内容         | <p>成長産業分野</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○産業用ロボット、新素材（チタン加工など）、情報通信（IoTを活用したアプリ開発など）等</li> <li>○静岡県ものづくり人材育成協定に基づく訓練<br/>射出成形、プレス加工、ロボット操作</li> </ul> <p>詳細は、以下のHPをご覧ください。 </p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> <b>職業能力開発課<br/>在職者訓練</b> </div> <p><a href="http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-230/kunren/corse_zaisyoku.html">http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-230/kunren/corse_zaisyoku.html</a></p> <p>※ I Tスキル訓練（非接触・遠隔）は募集終了しています。</p> |
| 募集期間         | <p><b>募集期間は訓練コースにより異なります。</b></p> <p>上記のHPをご確認いただくか、各技術専門校にお問い合わせください。</p>   |
| 技術専門校<br>連絡先 | <p>&lt;東部&gt; 沼津技術専門校 TEL055(925)1071</p> <p>&lt;中部&gt; 清水技術専門校 TEL054(345)3098</p> <p>&lt;西部&gt; 浜松技術専門校 TEL053(462)5604</p>  |

**お問い合わせ先 職業能力開発課 (054-221-2821)**

アフターコロナを見据えた成長戦略  
 中小企業支援センター事業  
 小規模事業経営支援事業  
 中小企業連携組織対策事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模企業等の経営に関する相談への対応やデジタル化を支援するため、各分野の専門家を派遣します。

|           |   |
|-----------|---|
| ご利用いただける方 | 中小企業、小規模企業等   |
| 経営相談の概要   | <p>(派遣可能な専門家)<br/>         中小企業診断士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、弁護士、司法書士、行政書士 などの派遣元に登録している専門家</p> <p>(相談例)<br/>         労務管理、雇用調整助成金等の相談のほか、資金繰りの安定化、デジタル化への対応、BCP計画の策定など</p> |
| 費用負担等     | <p>専門家への謝金及び旅費の2 / 3を県が負担します。<br/>         ※1回(日)につき1万円～2万円程度ご負担いただきます。<br/>         ※利用回数には上限があります。</p>  |
| お申込み先     | <p>静岡県産業振興財団又は最寄の商工会、商工会議所、静岡県中小企業団体中央会で受付中です。<br/>         ※静岡県産業振興財団 電話：054-273-4434<br/>         ※静岡県中小企業団体中央会 電話：054-254-1511</p>                               |

## アフターコロナを見据えた成長戦略

# 次世代施設園芸デジタル化支援事業

新しい生活様式への対応と安定的な農業生産を推進するため、「スマート農業」の自動化・省力化技術を活用した高度環境制御技術を導入する農業者を支援する。

| 区分        | 内容  |
|-----------|---|
| ご利用いただける方 | 認定農業者、認定新規就農者   |
| 対象となる事業   | 施設管理を自動化・省力化するための複合環境制御装置の導入に要する経費を助成する。<br><br><補助要件><br>環境モニタリング機器を導入し、環境データに基づいた栽培管理を実践していること。 |
| 補助率       | 1 / 3 以内  |
| 補助上限      | 1, 0 0 0 千円 / 台   |
| お申込み先     | 県内各農林事務所 生産振興課  |
| 募集期間      | 10月下旬～11月上旬（予定）   |

お問い合わせ先 農芸振興課 (054-221-3299)

## アフターコロナを見据えた成長戦略

# 緊急時医療用ガウン等生産体制構築事業

緊急時に医療用ガウンや医療用防護服を供給できる仕組みを構築するため、県内企業に**原材料となる不織布の生産実証**を委託します。

|          |   |
|----------|---|
| 対象者      | 県内に本社があり、かつ本事業に係る生産等の事業活動の拠点を置く中小企業   |
| 概要       | <p>○委託上限額：500万円／1件<br/>○採用予定件数：2件程度<br/>○企画提案を募集し、委託先を選定</p> <p>&lt;委託内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・既存設備・技術等の転用による医療用ガウン等の<b>原材料となる不織布の試作品生産</b></li><li>・不織布の品質試験</li><li>・医療用ガウン等の試作</li><li>・医療現場での試用と改良の実施</li><li>・緊急時の生産マニュアル作成</li></ul> |
| 企画提案募集期間 | 令和2年10月13日（火）～10月26日（月）   |
| 要件       | <ul style="list-style-type: none"><li>・緊急時に生産し、県内への優先的な供給に努めること</li><li>・事業成果を県が広報する際に協力すること</li></ul>  |

# アフターコロナを見据えた成長戦略 BCP 緊急普及促進事業

新型コロナウイルス感染症に対応するため、県のBCPモデルプラン改訂版を活用した普及啓発・策定セミナー及び個別相談会の開催により、中小企業の事業継続を支援します。

| 区分                       | 内容  |
|--------------------------|---|
| BCP策定<br>ワークショップ<br>開催支援 | <p>BCP策定のためのワークショップ開催経費に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対 象：業種別組合等<br/>(30組合、1組合3回を予定)</li> <li>○対象経費：講師派遣経費等</li> <li>○補 助 率：2/3 (上限額4万円/回)</li> <li>○申 込 先：静岡県中小企業団体中央会<br/>(054-254-1511)</li> </ul> |
| 感染症に対<br>応するBCP<br>の普及啓発 | <p>感染症に対応するBCPの普及啓発・策定セミナー及び個別相談会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対 象：県内の中小企業、市町、経営指導員等</li> <li>○回 数：8回<br/>(東部、中部、西部、伊豆地区 各2回)</li> <li>○募 集：詳細が決まり次第、県ホームページ等でお知らせします。</li> </ul>                       |

※県のBCPモデルプランは、以下のHPで公開しています。

<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-510/bcp/modelplan/nyuumon.html>

**お問い合わせ先 商工振興課 (054-221-2181)**

## アフターコロナを見据えた成長戦略 県産品消費回復緊急対策事業

新型コロナウイルスの感染拡大により、販売に影響を受けている**農林漁業者や加工品事業者を支援するため、通販サイト（EC）を活用した販路拡大に取り組みます。**

|             |  |
|-------------|--|
| 事業内容        | WEB上の3サイト（47クラブ、楽天市場、うまいもんドットコム）に仮想店舗を出店し、県産品（県内で生産、製造、加工した商品）を販売  |
| 取扱商品        | 1,000商品以上<br>（食セレクション認定商品、新商品セレクション受賞商品をはじめとした農林水産物・加工品ほか）   |
| サイト<br>開設期間 | 令和2年7月15日（水）から令和3年1月15日（金）までの半年間<br>（10月末まで、3,000円以上の購入で送料無料、20%割引クーポン発行）  |
| 掲載商品<br>の募集 | 「バイ・シズオカ」ポータルサイトで募集中<br>（サイト開設期間中は随時募集）<br>ポータルサイトアドレス <a href="https://buyshizuoka.com">https://buyshizuoka.com</a> |

## アフターコロナを見据えた成長戦略

# 和牛肉等販売促進緊急対策事業

# 水産物販売促進緊急対策事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売上げ減少の影響を受けた県内ブランド和牛肉や県産水産物等の需要先を確保するため、小中学校等の学校給食に提供し、販売を促進します。

| 区分                         | 内容  |
|----------------------------|---|
| 和牛肉等<br>販売促進<br>緊急対策<br>事業 | <ul style="list-style-type: none"><li>○事業取組主体<br/>（公社）静岡県畜産協会</li><li>○提供品目<br/>和牛肉<br/>地鶏肉</li><li>○事業実施時期：<br/>各学校の希望に応じ、8月から実施中。</li></ul>         |
| 水産物<br>販売促進<br>緊急対策<br>事業  | <ul style="list-style-type: none"><li>○事業取組主体<br/>静岡県漁業協同組合連合会</li><li>○提供品目<br/>マダイ、マアジ、ウナギ、ニジマス等の加工品</li><li>○実施時期<br/>各学校の希望に応じ、7月から実施中。</li></ul> |

**お問い合わせ先**

畜産振興課 (054-221-2705)

水産振興課 (054-221-2345)

## 以下の支援事業は募集期間等が終了しました。

| 事業名                                  |
|--------------------------------------|
| 小規模企業経営力向上支援事業                       |
| 中小企業等危機克服チャレンジ支援事業（県内企業のマスク等生産への支援）  |
| 農林水産物販売促進緊急対策事業（※割引販売期間の終了）          |
| 水産イノベーション対策支援推進事業（新型コロナウイルス感染症対策特別枠） |
| 医療機器産業基盤強化推進事業                       |
| 生産性向上職業訓練事業（ITスキル訓練（非接触・遠隔））         |